

令和3年5月28日

福津市議会

議長 江上 隆行 様

建設環境委員会

委員長 横山 良雄

### 建設環境委員会報告書

令和3年第2回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 調査事項

- (1) 公園の利用状況について
- (2) 都市計画マスタープランについて

#### 2. 期日

令和3年4月28日（水）

#### 3. 調査にあたって

- (1) 公園の利用状況について

市内には、大規模有料公園5カ所と都市公園144カ所がある。大規模公園の利用率、有料施設の老朽化等に伴う補修・改修、照明設備のない有料運動施設の利用時間、また、都市公園内行為許可申請及び条例等以外の規定等様々な問題や課題について調査した。

- (2) 都市計画マスタープランについて

「都市計画マスタープラン」は5つの柱より構成されているが、今回は特に2つの目の柱「3つの拠点」について集中的に行い、現状での課題の検討を行った。

#### 4. 調査結果

- (1) 公園の利用状況について

- ① 有料運動施設の利用状況について

福津市総合運動公園（なまずの郷）、久末総合公園（みずがめの郷）、あんずの里運動公園におけるスポーツ施設ごとの月別利用状況及び稼働率、市内外の利用者割合は、令和2年度の当初は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として休園措置をとったこと等による影響で、全体的に利用者の落ち込みがある。その後は、コロナ禍における新しい生活様式において公園の存在価値や魅力が再認識されるようになり、徐々に回復傾向にある。また、市内外別利用者の傾向は、なまずの郷は市内利用者が多く、みずがめの郷では市内外で各5割、あんずの里では市外利用者がテニスコートで5割、野球場では約7割となっており、各施設で特徴がある。

## ② 有料運動施設の現状と課題及び改修等計画について

なまずの郷多目的グラウンドにおいては、表層の薄層化により碎石が露出する箇所が発生しており、良好なコンディションを保持するために指定管理者が表層の補足、碎石除去などの対策を行っている。しかし、抜本的な対策ではないため、早い時期に舗装構成を復元し排水機能を向上させる大型改修が必要と考えている。また、野球場の防球ネットとLED化は実施計画を策定しているが、予算が両方で2億円を超える試算になるので、財源確保に苦慮する状況である。また、水銀灯ランプの交換は、設置業者のストック分しかないので、不具合が生じる前に順次計画を持って改修していきたいと考えている。

みずがめの郷野球場の防球ネットは劣化により破損しやすくなっている。現在、指定管理者が防球ネットの補修や台風時の対応をしているが、周辺的安全確保に関わる問題なので更新が必要と考えている。

あんずの里野球場は、長期にわたり行っていないグラウンドの大型改修、外周フェンス更新などがあげられる。また、同テニスコートでは、平成26年度にクレートコート表層の改修を行っているが、人工芝コートのニーズも多いため、コート仕様変更も含めて改修が必要と考えている。

## ③ 照明設備のない有料運動施設の利用時間と照明設備設置計画について

照明設備のない有料施設は、なまずの郷では多目的グラウンド、テニスコート（クレート）。みずがめの郷では、テニスコート（オムニ）、野球場。あんずの里では、多目的グラウンド、テニスコート、野球場である。時期ごとの日照時間により利用可能時間を変えている。照明設備設置に関しては現時点の実施計画はないが、今後利用者の生活スタイルや要望、ニーズなどを考慮した上で、財源確保などの課題はあるものの設置検討の必要性はあると考える。

## ④ 公園内行為許可申請の状況と条例等以外の規定の有無について

公園内行為許可申請は、福津市公園条例第4条の規定に基づくもので許可実績は、令和元年度は77件である。令和2年度は43件で、地域のグラウンドゴ

ルフやイベントでの利用による申請が多い。各公園での独自の規定はない。基本的に都市公園法の法令等に基づいて、注意事項を市内で統一し、看板などで告知している。火気使用の禁止やボール遊び（ゴルフ・野球・サッカー等）の禁止などを記載しているが、例外として、日蒔野 12 号公園（かなづき公園）については、利用者同士で配慮してボール遊びができる公園として運用している。

#### ⑤ その他について

有料運動施設については、市内外利用者の利用回数制限や使用料金の差は設けていない。しかし、行財政集中改革プランで指摘されている使用料の見直しを検討している。稼働率については、スポーツの特異性で差が大きく出ているが、稼働率が上がるような方策を指定管理者等と検討する。指定管理者の代表的な自主事業は、なまず郷の多目的グラウンドとみずがめの郷野球場でグランドゴルフの大会を開催している。また、なまずの郷では野球場の芝生部分を使ったジュニアサッカー教室やなまず杯テニス、アーチェリー大会も主催している。

### (2) 都市計画マスタープランについて

#### ① 福津市都市計画マスタープランの全体像について

令和 10 年度を目標年度として、本市のあるべき姿を共有し、実現のために都市整備を進める指針として、平成 30 年 3 月に策定した。将来の都市像として、歴史と未来、自然と賑わい、定住と交流を大切にすまちづくりと定め、居住区域を市街地に誘導し、人口密度を高め集約型の都市構造をもったまち（コンパクトシティ）をめざす。

#### ② 「3つの拠点」における取り組みの現状について

##### ・ 中心拠点（福間駅周辺地区）

一定の整備を終えているが、さらに成熟した地域にするため利用者ニーズ、評価、課題の把握に努め活性化をはかっていく。駅前広場、都市景観整備、駅前線及び駅前松原線の整備を主な事業としている。具体的には、駅前広場のバス待機所の整備（令和 3 年度実施予定）や駐輪場の券売機導入（令和 2 年度/938 万円）、都市景観整備は景観審議会運営（28 万円）、道路整備は福間駅前線整備（25 億円）及び福間駅松原線整備（27 億円）、鞍手踏切改良事業（4000 万円）である。今後、利用者ニーズ等の把握は、まちづくり基本構想の市民アンケートなどで行う予定だが、時期については未定である。また、福間駅松原線の安全対策は、今年度実施予定の福岡県の交通量調査を踏まえ、福岡県警と協議を進める予定である。また、福間駅のさいごう口側とみやじ口側では発展度合いに差が生じている感もあり、商工会・観光協会と協議したい

と考える。

・地域拠点(津屋崎地区)

津屋崎千軒と一体に観光資源を生かして活性化をはかる。主な事業としては、歴史的景観の保全・再生(景観審議会運営事業)、老舗の造り酒屋の伝統的な建造物の保存・活用(保存及び耐震調査 平成30年度/5035万円)、観光交流環境の整備(魚正の活用)である。豊村酒造建造物の保存・活用の方向性は、時期などを含めて今後協議していく。また裁判の進み具合によるが、魚正についても令和4年度ぐらいに観光に資する施設として活用するために利用方法について決定する予定である。その際は、地域の郷づくり推進協議会などとの協議を行っていく。

・地域拠点(東福間駅周辺地区)

若い世代の定住促進により活性化をはかっていく。主な事業としては、未利用地の活用等による駅周辺整備の検討及び推進、交通結節点としての機能充実、東福間駅周辺の住宅地の再生、都市施設の適切な維持管理・更新である。具体的な事業として、東福間駅周辺地域にぎわい再生計画策定業務(平成30年度/547万円)や民間資金等活用導入可能性調査業務(令和2年度/2512万円)であり、後者の調査業務については、本年度において事業者の選定などを行う予定である。

③ その他について

景観審議会は、平成26年度以降、累計450件の申請及び審査を行った。世界遺産に関わる地域の申請件数が多く、景観に影響を及ぼさないように指導している。恋の浦跡地については、都市計画では土地の売買等の規制はなく、約2年前に香港の事業者が土地を買ったとの情報を把握している。県営住宅の老朽化対策については、全県的にみると東福間より古い時代に建設された団地があるため、すぐに対策とはならない。久末ダムの管理・水質保全のために、祥雲池の水を活用するための調査を行う。また、令和4年度からみずがめの郷の管理区域に久末ダム施設を加え、指定管理者での管理を考えている。都市計画道路網の見直しは、平成30年度に行った福岡県のパーソントリップ調査に基づき、昨年度本市の道路網調査を行った。今年度、都市計画審議会等の中で、着手すべき箇所について協議を行う。

また、財源の確保には、国県の補助制度を最大限活用していく考えである。

5. 委員会としての意見

(1) 公園の利用状況について

コロナ禍の中、有料運動施設の利用者の増加は難しいと考えるが、各施設の特徴を生かした更なる方策が必要と考える。コロナ終息後の方策も必要である。例えばみずがめの郷野球場に高校野球の試合を誘致するなどの大胆な発想も

必要だと考える。また市内外利用者の利用料金に格差をつけ、市内在住者が優先的に利用できるシステムを構築することも重要だと考える。なまずの郷野球場の照明については、業者へ水銀灯の在庫を早急に確認し、計画的なLED化を進めることが必要と考える。また球場外は多くの子どもたちの遊びの場となっており、防球ネットの改修は市民から要望が出されているため、早急に予算化して改修する必要があると考える。社会人が運動する場合は夕方以降が多く、照明設備があれば施設利用が可能となり選択肢も増える。社会情勢や気候変動等の様々な条件を考慮し、相応の見直しをすべきである。また大災害時の避難場所として活用できることから、各有料運動施設に照明設備は必要と考える。都市公園、一般公園でも実は野球やサッカーをしている。都市公園、一般公園のほとんどがボール遊び禁止である。ボール遊びができる市内の公園一覧表等で周知して、遊び場を提供することは重要である。大規模公園や都市公園等の維持管理は大きな費用がかかるものも多く、財政苦慮を鑑み、短期、中期、長期の個別計画を早急に作成し、市民が快適で安全に利用できるようにすることが最重要だと考える。

## (2) 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランでは、将来都市像としてコンパクトシティをめざしており、福間駅周辺地区は中心拠点として維持・拡充していくことが求められる。特に福間駅は交通の結節点として朝夕の乗降客の賑わいがある。交通利便性の向上からバス乗り入れのための整備等は必要なことと考えるが、生活利便性の点から見て、何が充足していて何が不足しているのか検証・精査が必要と考える。つまり、生活利便性としての商業施設、飲食店、文化施設、保育所、幼稚園、学校、病院などの立地の現状がどうであるのか、また、さいごう口側とみやじ口側との現状の差についても細かく精査することが必要と考える。さらに、人口増加が安定した時点での交通量調査を行い、今後の道路整備計画に生かすことも必要であると考え。本市の将来像を展望する上でも、市民の意見聴取やアンケート等の意向調査も早急な課題と考える。津屋崎地区については、予定している事業はある程度はっきりしているものの、事業完成の時期や効果などについて不透明感がある。特に効果については、ある程度の予測等が必要ではないかと考えられる。東福間周辺地区は、民間事業者の進出が前提となっているためなかなか見通せない状況である。どのような手順とスケジュールで進めるのか方向性を示す必要があると考える。